参考

なお生活困窮の状況が続いている皆さまへ
ー 自立相談支援機関へのご相談と貸付期間の延長のご案内ー

総合支援資金特例貸付を利用し、なおも生活困窮の状況が続く方は、自立相談支援機関でのご相談や継続的な支援を受けることにより、原則３か月までとする貸付期間を延長してご利用できる場合があります。

貸付延長となる方

貸付延長となる方は、原則の貸付期間の３月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受ける場合です。

※　総合支援資金の特例貸付の初回貸付を受けており、９月までに３月目である貸付期間が到来することが必要となります。

手続きの流れ

総合支援資金の特例貸付の貸付延長に関する手続きの流れです。
まずは、生活困窮者自立相談支援機関にご相談ください。

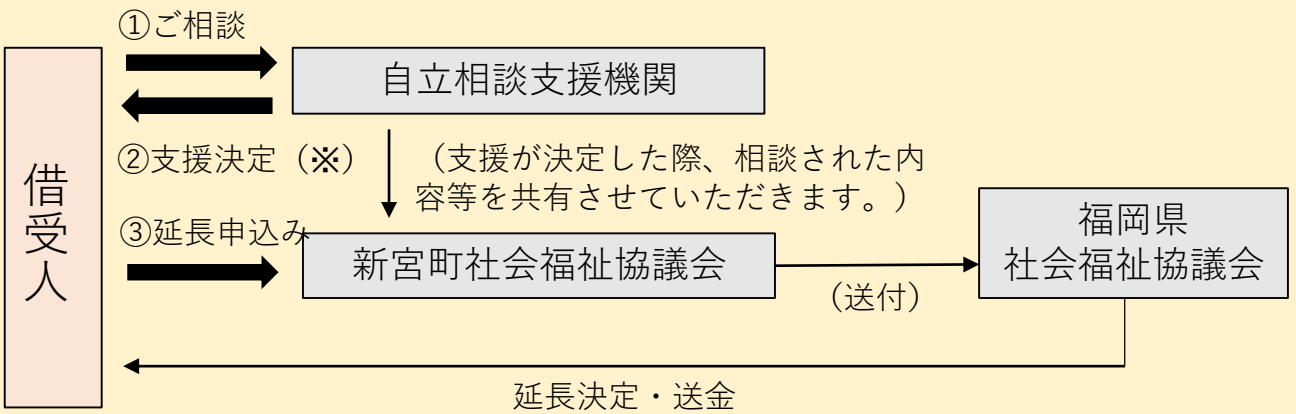

生活困窮者自立相談支援機関とは？

・住宅、仕事、生活などの相談窓口です。
・自治体が直営又は委託（社会福祉法人、NPO等）により運営しています。
・全国905の福祉事務所設置自治体で1,336箇所設置されています。

自立相談支援機関及び総合支援資金の特例貸付の延長に関する Q&A

Q. 自立相談支援機関はどこにありますか？

A. お住まいの市や区等にあります。（町村の場合は、町村が窓口を設置している場合と、都道府県が設置している場合があります。）
お住まいの地域の窓口はこちらでご確認できます。
https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf

Q. 自立相談支援機関に支援を申し込むには何か必要ですか？

A. 相談支援の申込票を記載いただきますが、そのほかに、特段ご用意いただかなければならない書類はありません。

Q. 自立相談支援機関の支援決定は誰でも受けられますか？

A. 自立相談支援機関へのご相談はどなたでも可能です。
自立相談支援機関では、生活状況等のお話を聞かせていただき、支援が必要と判断される場合に、支援の決定を行いますが、生活状況等によっては、生活保護制度等、他の制度をご案内させていただくことがあります。

Q. 延長貸付は何回できますか？また何か月まで延長ができますか？

A. 1回（3か月以内）までです。

Q. 市区町村社会福祉協議会への延長申込みには何が必要ですか？

A. 延長申請書、借用書（延長貸付分にかかる借用書）をご用意ください。

Q. 特例貸付の延長申込みはいつまで出来ますか？

A. 令和2年9月末までとなります。